



独占禁止法違反行為に対する 差止請求制度のQ & A

今回の独占禁止法改正のポイントは「差止請求制度」が設けられたことです。この制度をより分かりやすく、より正しく理解していただくために、Q & Aの形で解説しました。

Q 差止請求をすると、同じ行為について公正取引委員会への申告はできなくなるのですか。

A そのようなことはありません。同じ行為について裁判所に差止めを請求するともに、公正取引委員会に対しても申告することができます。

Q 消費者団体や事業者団体が差止請求訴訟を提起することはできますか。

A 不公正な取引方法に係る独占禁止法違反行為によって、消費者団体や事業者団体が「その利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者」に該当し、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがある場合であれば、差止請求をすることができます。ただし、これらの団体が、自らの被害の救済のためではなく、他人の被害を救済するために差止請求訴訟を提起すること（いわゆる団体訴訟）はできません。

Q どの裁判所に訴えを提起できるのでしょうか。

A 次の裁判所に差止めの訴えを提起することができます。

被告の住所地又は所在地を管轄している地方

裁判所

被害発生地等を管轄している地方裁判所

又は 地方裁判所所在地の地方裁判所

東京地方裁判所

、の裁判所に訴えを提起することができます。
請求訴訟については、より専門的・統一的な判断がなされることを可能とするためです。
例えば、岡山市に所在する被告が、松山市内で営業活動を行う原告に損害を与えた場合には、原告は、次の各地方裁判所のいずれかに差止めの訴えを提起することができます。

- ・岡山地方裁判所（前記）
- ・松山地方裁判所（前記）
- ・広島地方裁判所（前記）
- ・高松地方裁判所（前記）
- ・東京地方裁判所（前記）

どのような行為について差止めを求める
ことができるのでしょうか。

Q 独占禁止法違反行為のうち、不公正な取引方法に係るもので、公正な競争を阻害するおそれがある行為で、公正取引委員会が指定するものです。

不公平な取引方法には次のようなものがあり、このような行為について、差止めを求めることができるようになります。

共同ボイコット

正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすることです。例えば、卸売業者が共同して、安売りを行う小売店とは取引をしないようにすることが当たります。

不当廉売

正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどし、競争業者の事業活動を困難にさせるおそれを作りさせることです。

ぎまん的顧客誘引

商品の内容や取引条件について、実際のものや競争業者のものより、著しく優れている、著しく有利であると誤認させることにより、競争業者の顧客を不適に誘引することです。

抱き合せ販売

不当で、ある商品に別の商品を抱き合せせて

販売することにより、取引先や顧客に対し、別の商品の購入を強要することなどです。

排他条件付取引

不当で、自分の競争業者と取引しないことを条件として相手方と取引をすることです。例えば、メーカーが競争業者の製品を取り扱わないことを条件として、卸売業者や小売業者と取引することによって、競争業者の取引の機会が減少するような場合が当たります。

再販売価格維持行為

正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させることです。拘束条件付取引

販売形態・販売地域などについて不適に拘束する条件を付けて取引することです。例えばメーカーが製品の販売に当たって、小売業者の販売地域を制限することによって、その製品の価格が維持されるおそれのある場合が当たります。

優越的地位の濫用

取引上の地位が相手方に優越していることを利用して取引の相手方に不適に不利益を与える

ことです。例えば、有力なスーパー・マーケットが、納入業者に対し、取引とは直接関係のない協賛金の支出を不適に要請することなどが当たります。

A 侵害(違反)行為の取りやめが基本となります。Q 差止めの内容として、どのようなことが命じられるのですか。

A 實際にどのような場合に「著しい損害」と認められるかは、個別のケースに応じて、裁判所が個々に判断することになります。

Q 差止めの内容として、どのようなことが命じられるのですか。

A 各裁判所の間で、あるいは裁判所と公正取引委員会の間で独占禁止法違反行為に



についての違法性の判断が異なつてしまつては、
独占禁止法の解釈・運用について混乱が生じ、
事業者の事業活動を過度に萎縮させるおそれが
あります。

A 「著しい損害又は急迫の危険を避けるため」（民事保全法第二十三条第一項）必要がある場合には、仮処分命令を求めることがあります。

「担保」の額はどのようにして決まるのですか。

このため、差止請求訴訟が提起されたときは、裁判所から公正取引委員会に対し、その事件に関する独占禁止法の適用などについて意見を求めることができるようになっているほか、公正

Q 差止請求に係る提訴手数料はいくらになりますか。

A 担保の額は、被告が原告に対し、不当訴訟として損害賠償を請求した場合に認容される可能性のある損害賠償額を基準として、定められることになると考えられます。

取引委員会から裁判所にその事件に関する独占禁止法の適用等について意見述べることがで
きることになっています。これにより、独占禁

A は差止めによつて防止される損害額（訴訟の目的の価額）に応じて算定されることになります。

Q 私的独占やカルテルについても、差止請求ができますか。

止法に違反するかどうかの判断基準が、でもあるだけ異なるものとならないことが期待されています。

Q 差止請求制度が濫用される心配はありますか。

A 差止請求ができるのは、独占禁止法違反行為のうち、不公正な取引方法に係るもののみです。ただし、私の独占については、そ

しかし、同一の行為であっても、例えば差止め請求訴訟では、違法行為の存在を立証する十分な証拠を原告が提出できなかつたために原告の請求が棄却されたものが、公正取引委員会の調査では、は釐々と認められて、非余旨置が採用さ

A 差止請求制度が、被害の救済のためではなく、競争業者の事業活動の妨害のためには利用されることも考えられます。

の手段が不公正な取引方法に該当する行為であれば、独占禁止法第十九条（不公正な取引方法の禁止）違反行為として、差止めを請求することができます。

れるというように、裁判所の判決と公正取引委員会の判断とが結果として異なる場合はあり得ます。

た場合には、裁判所が原告に相当の担保を立てることを命じることができる制度が設けられており、差止請求制度の濫用の防止が図られて

Q 差止請求制度のある国はほかにもあるのですか。

Q 差止請求に関して、仮処分命令を求める
ことはできるのですか。

なお、当然のことながら、提訴が正当な目的による場合には、担保提供命令が出されること

（公正取引委員会）
求が認められています。